

第2期

和木町子ども子育て支援事業計画

骨子(案)素案

和木町

目 次

はじめに.....	1
計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画の期間	2
4. 住民参加と情報公開.....	2
 第1章 子ども・子育てを取り巻く現況	3
第1節 少子化の動向	3
1. 総人口と児童人口の推移.....	3
2. 年齢3区分人口比の推移.....	4
3. 総人口と児童人口の推計値.....	4
4. 出生の動向	5
第2節 家族や地域の状況	7
1. 世帯の状況	7
2. 女性の年齢別就業率.....	8
第3節 子育て支援サービスの提供と利用の状況	10
1. 保育所、幼稚園及びこども園における保育サービス等の状況.....	10
2. 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	11
3. 学校児童数の推移.....	15
4. 母子保健の実態及び母子保健事業の実施状況	16
第4節 次世代育成支援計画の評価	19
1. 目標指標の評価.....	19
第5節 子ども・子育てニーズ調査結果概要	20
1. 調査方法	20
2. 調査結果の概要.....	20
第6節 前計画（平成26～31年度）の評価と課題	28
 第2章 計画の基本理念と基本目標.....	30
第1節 計画の基本理念	30
第2節 基本目標	31
第3節 計画の体系	32

第3章 事業量の見込みと確保方策	33
第1節 教育・保育の提供区域の設定	33
1. 教育・保育提供区域について.....	33
第2節 教育・保育給付	33
1. 保育認定	33
2. 教育・保育認定者数の推計.....	34
第3節 地域子ども・子育て支援事業	35

はじめに

計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、女性の働き方の多様化等、家庭や地域の子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。

このような状況の中で、国においては、平成 24 年に「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、それに基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年に施行されました。また、平成 26 年 7 月には、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小 1 の壁」を打破する観点から、「放課後子ども総合プラン」が策定され、平成 30 年 9 月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

新たな制度においては、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本とし、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における子育て支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

本町においても、平成 27 年 3 月に「和木町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、子ども・子育て支援に対する様々な施策を推進してきました。

その後も、全国的に子ども・子育てを取り巻く環境は変化しており、国による「人づくり革命」の柱となる「幼児教育・保育の無償化」や待機児童の解消に向けた「子育て安心プラン」が策定されています。また、子どもの貧困対策においても、平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行等、子ども・子育てに関する支援対策は加速しています。

このような状況を踏まえ本町では、前計画を検証し、子ども・子育て支援法の理念や基本指針にある子育て支援の意義を踏まえ、町ぐるみで子育て支援を強化する新しい仕組みを構築していくため、「第 2 期和木町子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という。）を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「次世代育成支援行動計画」と一体的に策定します。また、すべての子どもと子育て家庭を対象として、本町が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定める観点から、今後は子ども・子育て支援事業計画として一体的に推進していくものとします。

本計画は、「和木町第 5 次総合計画」との整合性を図りながら、「地域福祉計画」「障害児福祉計画」「教育基本計画」等、子どもとまちづくりに関する関連計画との連携を図り、子育てに関する施策を総合的に推進します。

3. 計画の期間

子ども・子育て支援法では、令和2年度を初年度とする5年を1期とした事業計画を定めることとしています。そのため、本計画においても令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間として策定するものです。

なお、本計画は定期的に計画の進捗状況を点検していくものであり、その過程で必要に応じた見直しも随時行っていくこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度 ／令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
和木町子ども・子育て支援事業計画									
					第2期和木町子ども・子育て支援事業計画				

4. 住民参加と情報公開

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定に必要な基礎資料を得るため、令和元年5月1日現在で、小学校6年生以下の児童を扶養しているすべての家庭を対象に子育て家庭の実態や意向、課題等を把握する「子ども子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。調査結果は本計画の策定及び今後の子育て支援施策等を立案するための基礎資料として使用しました。

(2) 「和木町子ども・子育て会議」の開催

本計画を策定するにあたり、町内の保健・教育・福祉関係団体の代表、各種団体の代表、その他関係者、行政機関代表で構成される「和木町子ども・子育て会議」において、計画の内容に対する検討を行うとともに、今後の本町における子育て支援のあり方についての認識の共有を図りました。

(3) 情報公開の実施

本計画を策定するにあたり、「和木町子ども・子育て会議」の進捗状況や検討内容を「広報わき」等で公表し、情報公開に努めました。

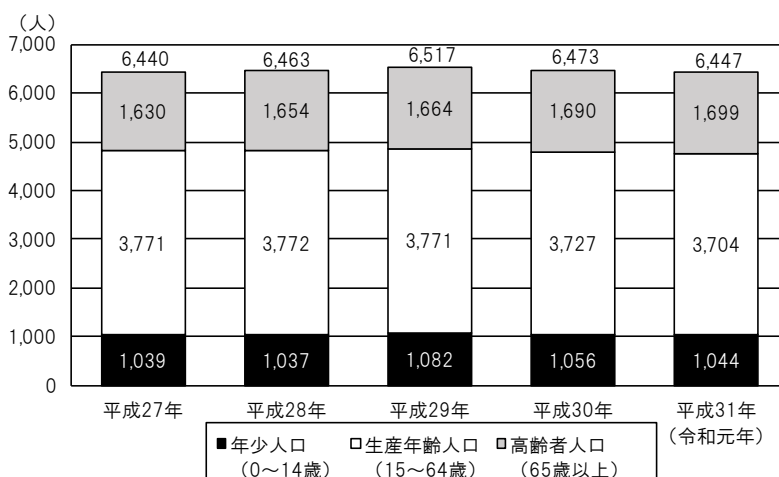
第1章 子ども・子育てを取り巻く現況

第1節 少子化の動向

1. 総人口と児童人口の推移

本町の総人口は、平成27年以降横ばい傾向にあり、平成31年には6,447人となっています。和木町子ども・子育て支援事業計画の策定年度である平成27年と比べると7人の増加となっています。また、年少人口（0～14歳）は総人口の推移と同様、横ばい傾向にある一方、生産年齢人口（15歳～64歳）は減少、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあります。

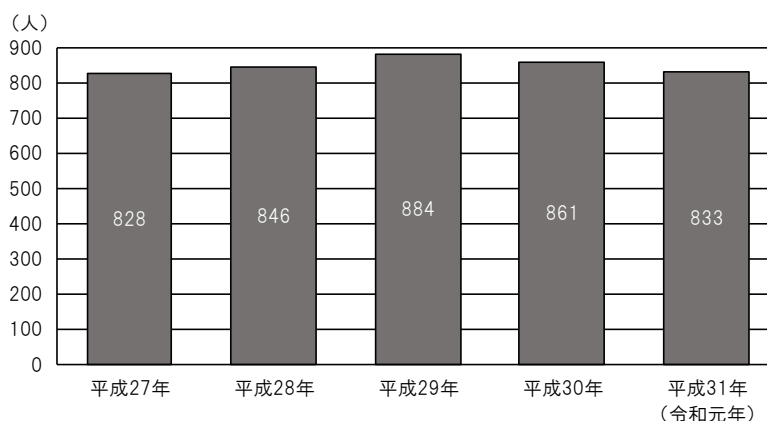
■総人口の推移



資料: 住民基本台帳 (各年3月31日現在)

児童人口（0歳～11歳）をみると、平成29年で高くなっていますが、以降、減少傾向にあり、平成31年には833人となっています。

■児童人口の推移

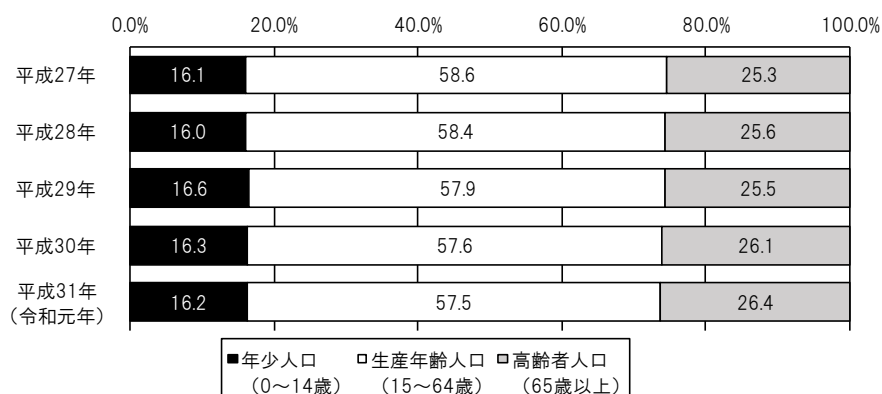


資料: 住民基本台帳 (各年3月31日現在)

2. 年齢3区分人口比の推移

住民基本台帳による本町の人口をもとに、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）の3区分人口比率をみると、年少人口では横ばい、生産年齢人口では減少、高齢者人口では増加と、それぞれの傾向に違いがみられます。各人口について平成27年と平成31年を比べると、生産年齢人口は、1.1ポイント減少しており、高齢者人口は、1.1ポイント増加しています。

■年齢3区分人口比の推移

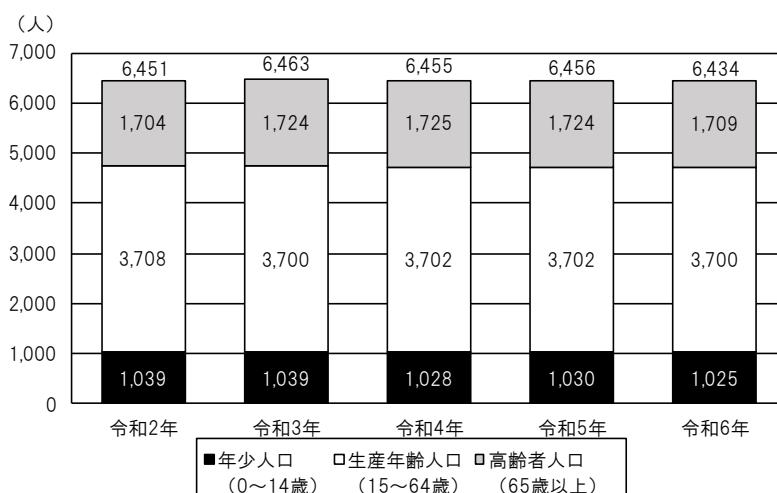


資料: 住民基本台帳 (各年3月31日現在)

3. 総人口と児童人口の推計値

令和2年から令和6年までの人口推計をみると、総人口は減少傾向にあり、令和6年には6,434人となっています。年齢3区分別では、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少し、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向となっており、ゆるやかに、少子化及び人口減少が進行するものと予測されます。

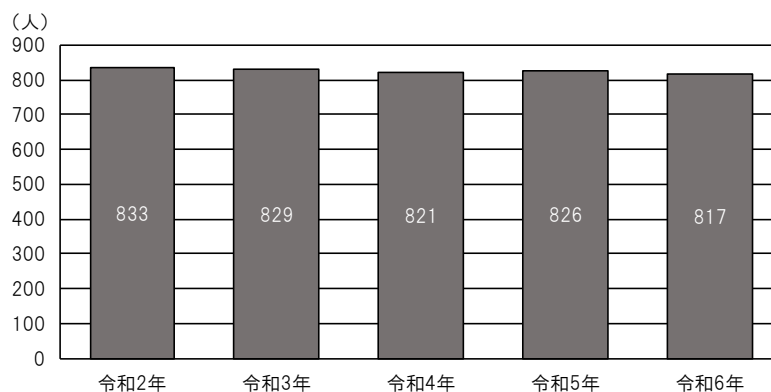
■総人口の推計値



※コーホート法により算出

児童人口（0～11 歳）の推計値をみると、令和2年の 833 人から令和 6 年には 817 人と、16 人減少するものと予測されます。

■児童人口の推計値

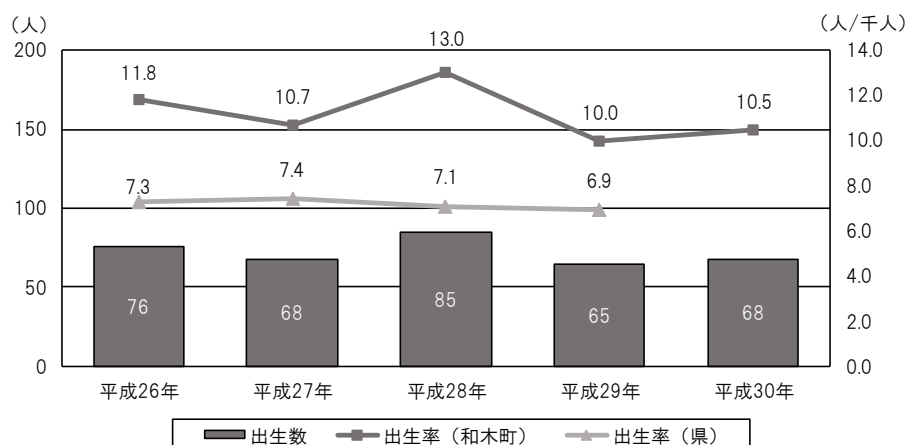


※コーホート法により算出

4. 出生の動向

人口動態統計による本町の出生数は増加傾向にあり、平成 30 年では 68 人となっています。県と比較すると出生率も高い傾向で推移しています。

■出生数と出生率の推移

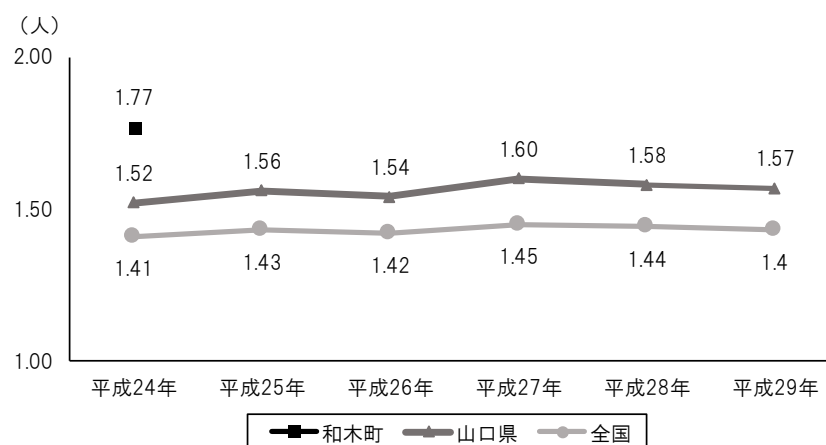


資料：人口動態統計

※和木町出生数・出生率の資料は住基より人口動態統計の数値が分かり次第差し替え

人口動態統計による本町の合計特殊出生率は、平成 24 年では全国及び県と比較しても高くなっています。

■合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計(全国、山口県)
人口動態特殊統計(和木町)

「合計特殊出生率」とは、15～49 歳までの女子の年齢別の出生率を合計して算出したもの。一人の女性が一生のうちに出産する平均子ども数。

第2節 家族や地域の状況

1. 世帯の状況

国勢調査による本町の世帯の状況をみると、世帯数は増加傾向にあり、平成 27 年では 2,592 世帯となっています。一方、平均世帯人員をみると引き続き減少傾向にあります。

これは、核家族化の進行や、ひとり親家庭の増加によるものと考えられます。

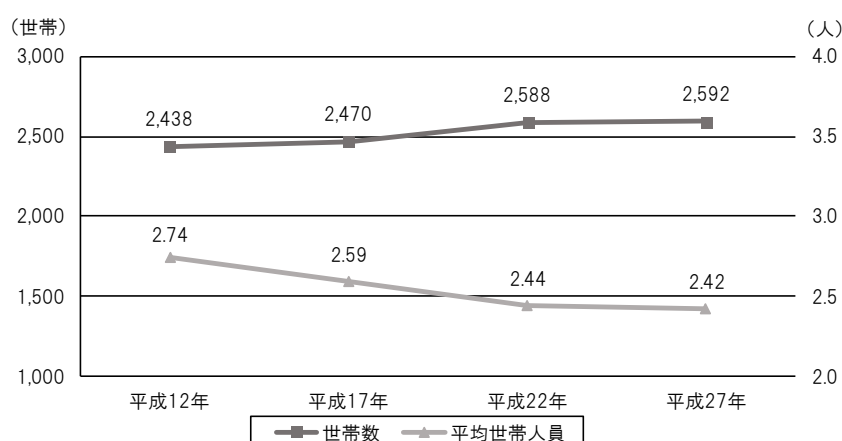
■世帯構造の推移

単位：世帯、人、%

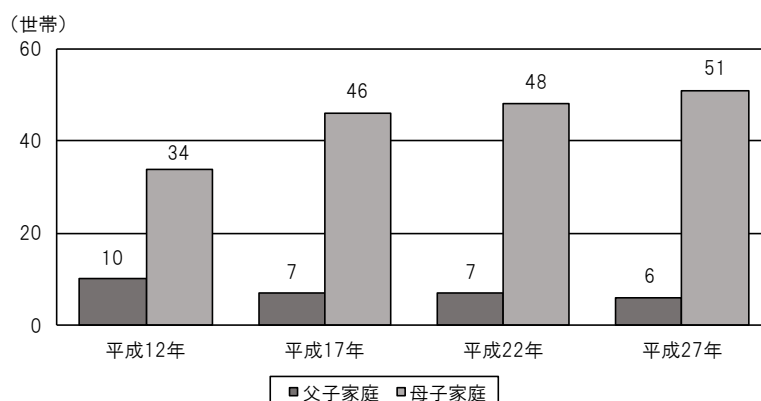
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
世帯数（一般世帯）	2,438	2,470	2,588	2,592
平均世帯人員	2.74	2.59	2.44	2.42
父子家庭（一般世帯）	10	7	7	6
母子家庭（一般世帯）	34	46	48	51

資料：国勢調査

■世帯数と平均世帯人員の推移



■ひとり親家庭の世帯の推移



2. 女性の年齢別就業率

(1) 女性就業者数の推移

国勢調査による本町の女性就業比率をみると、微増で推移しており、平成 27 年では 44.2%となっています。

■女性の就業者数の推移

単位：人、%

	15 歳以上の女性人口	うち就業者数	就業比率
平成 12 年	2,882	1,221	42.4
平成 17 年	2,753	1,184	43.0
平成 22 年	2,681	1,156	43.1
平成 27 年	2,657	1,175	44.2

資料：国勢調査

(2) 年齢別女性就業者数及び就業率

国勢調査による本町の女性就業者数及び就業率を年齢 5 歳階級別にみると、平成 27 年では、20 歳代で 60%以上であった就業率が、30～34 歳にかけて 56.5%まで下がり、35～39 歳から再度上昇する傾向となっています。

また、40 歳代の就業率は平成 17 年以降、増加傾向にあります。

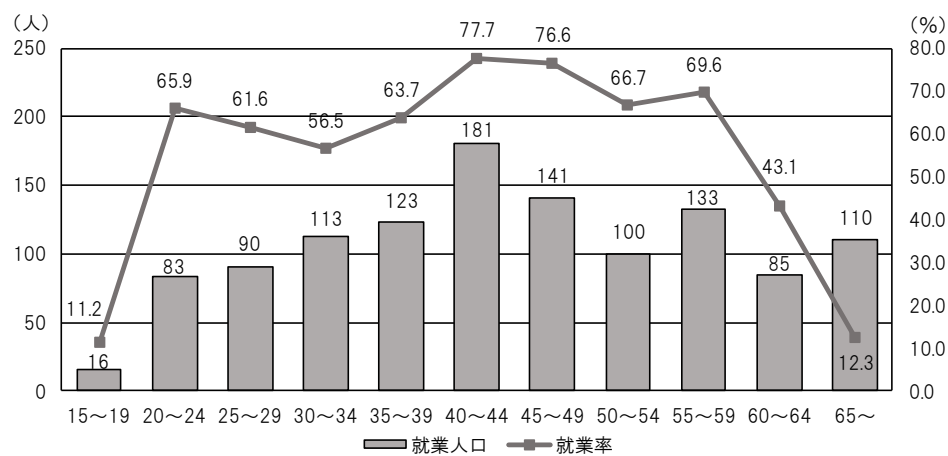
■年齢別女性就業者数及び就業率

単位：人、%

	平成 17 年 就業率	平成 22 年 就業率	平成 27 年		
			就業人口	女性人口	就業率
15～19 歳	15.7	12.5	16	143	11.2
20～24 歳	67.7	60.7	83	126	65.9
25～29 歳	63.0	60.7	90	146	61.6
30～34 歳	53.6	54.4	113	200	56.5
35～39 歳	59.6	66.2	123	193	63.7
40～44 歳	63.8	62.6	181	233	77.7
45～49 歳	73.6	71.2	141	184	76.6
50～54 歳	65.6	71.6	100	150	66.7
55～59 歳	52.6	62.3	133	191	69.6
60～64 歳	41.5	42.1	85	197	43.1
65 歳以上	9.3	11.2	110	894	12.3
合 計	43.0	43.1	1,175	2,657	44.2

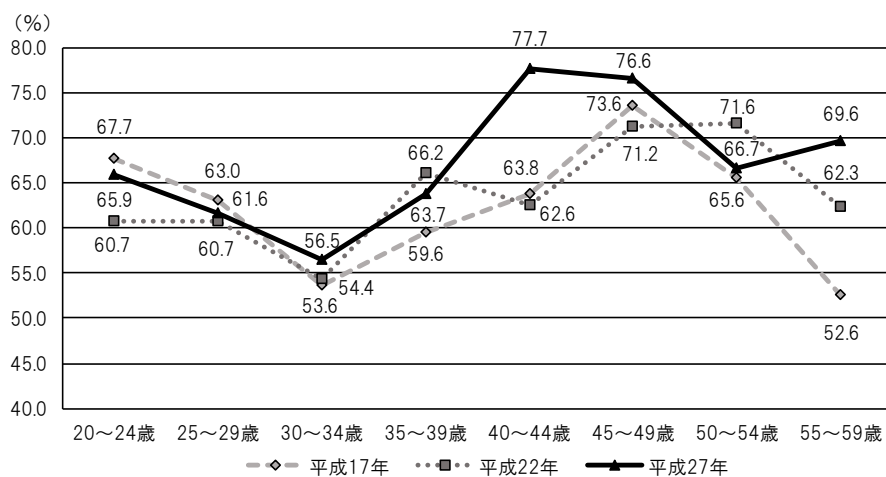
資料：国勢調査

■平成 27 年年齢別女性就業者数及び就業率



資料: 国勢調査

■年次別年齢別（20～59 歳）女性就業率の推移



資料: 国勢調査

第3節 子育て支援サービスの提供と利用の状況

1. 保育所、幼稚園及びこども園における保育サービス等の状況

(1) 1号認定者(3歳～5歳、幼稚園及び認定こども園)の定員及び入所状況

1号認定の子どもについては、利用可能定員内となっており、待機等は発生していない状況となっています。

■1号認定(3～5歳、幼稚園及び認定こども園)の定員及び入所状況

単位:人、% ()は広域利用者数

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
定 員	108	123	123	123	123
入所人員	109(0)	107(2)	118(4)	104(4)	96(3)
充 足 率	100.9	87.0	95.9	84.6	78.0

各年5月1日現在

(2) 2号認定者(3歳～5歳、保育所及び認定こども園)の定員及び入所状況

平成28年度からは、和木幼稚園は幼稚園型認定こども園に移行しており、定員数が増えています。2号認定の子どもについては、利用可能定員内となっており、待機等は発生していない状況となっています。

■2号認定(3～5歳、保育所及び認定こども園)の定員及び入所状況

単位:人、% ()は広域利用者数

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
定 員	93	103	103	103	103
入所人員	85(7)	88(5)	97(7)	101(9)	97(11)
充 足 率	91.4	85.4	94.2	98.1	94.2

各年4月1日現在

(3) 3号認定者(0歳、保育所及び認定こども園、地域型保育)の定員及び入所状況

年度当初は利用が少ないですが、年度末にかけて利用数が増加しており、各年度ともに年末には定員に達している状況となっています。

■3号認定(0歳、保育所及び認定こども園、地域型保育)の定員及び入所状況

単位:人、% ()は広域利用者数

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
定 員	14	15	14	14	14
入所人員	2(0)	5(0)	6(2)	3(1)	5(2)
充 足 率	14.3	33.3	42.9	21.4	35.7

各年4月1日現在

(4) 3号認定者(1歳～2歳、保育所及び認定こども園)の定員及び入所状況

年度当初は利用が少ないですが、年度末にかけて利用数が増加しており、各年度ともに年末には定員に達している状況となっています。

■3号認定(1歳～2歳、保育所及び認定こども園)の定員及び入所状況

単位:人、% ()は広域利用者数

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
定 員	55	56	55	54	54
入所人員	43(5)	48(4)	46(8)	43(8)	53(9)
充 足 率	78.2	85.7	83.6	79.6	98.1

各年4月1日現在

2. 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 時間外保育事業(延長保育事業)

事業概要

- 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園等において保育を実施する事業

和木町での取組

○現在、和木こども園の開園により保育時間が拡充しています。

(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ:わきっこクラブ)

事業概要

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

和木町での取組

○本町では、小学校1年生から6年生の児童のうち、保護者が就労している等の理由により放課後にいない家庭を対象に、和木小学校内に放課後児童クラブ(わきっこクラブ)を設置しています。

○平成28年度より、長期休業期間だけの利用希望者の受け入れも行っています。

■わきっこクラブの状況

単位:人、%

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
定 員	90	90	90	90	90
入所人員	98	101	93	102	107
充 足 率	108.9	112.2	103.3	113.3	118.9

各年4月1日現在

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

事業概要

- 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

和木町での取組

○岩国市内の社会福祉法人「はるか」に委託し、実施しています。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

- 生後3か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

和木町での取組

○すべての家庭を訪問することができており、訪問により情報提供や養育環境の把握等、必要な支援を提供しています。

■乳幼児家庭全戸訪問人数

単位:人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問人数	70	75	77	62

各年3月31日現在

(5) 養育支援訪問事業

事業概要

- 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

和木町での取組

○養育が必要な家庭を把握し、定期的に訪問を行っており、適切な養育の実施を確保することができるよう、指導、助言を行っています。

■養育支援訪問件数

単位:件

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問件数	15	19	23	18

各年3月31日現在

(6) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

事業概要

- 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

和木町での取組

○本町では、平成 30 年度までは和木保育所に、平成 31 年度からは和木こども園内に「和木町子育て支援センター」を開設しています。

○現在、子育て支援センターは毎週火曜日と金曜日の2回実施しています。

■和木町子育て支援センター(延べ利用数)の推移

単位:人

名 称	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
和木町子育て支援センター	735	1,282	1,390	814

各年3月 31 日現在

■子育て支援センターの主な活動内容

○子育てに関する情報提供 ○安心して乳幼児が遊べる場 ○子育ての悩みや不安の相談
○誕生日会(毎月) ○保護者同士の交流・情報交換の場 ○季節を感じる行事等

(7) 子育て世代包括支援センター

事業概要

- 妊娠期から子育て期までの「子育ての不安感」に寄り添い、関係機関と連携し、切れ目のない支援を行う事業

和木町での取組

○保健相談センターに新しい看板を掲げ、優しい色あいの専用相談室を整備しています。

○母子保健事業を担当する保健師が、和木町版ネウボラとして相談を受け付け、必要な事業や関係機関との調整を行っています。

(8) 一時預かり事業

事業概要

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

和木町での取組

○平成 30 年度までは和木保育所、平成 31 年度からは和木こども園において、緊急で保育が必要になった児童の受け入れを行っています。

■一時預かり事業(延べ利用数)の推移

単位:人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼稚園在園児対象1号認定者	322	242	566	322
在園児対象以外	16	20	44	76

各年3月 31 日現在

「ネウボラ」とはフィンランド語で「助言の場」を意味します。母親の妊娠期から子どもの小学校入学まで担当の保健師が子育てに関するあらゆる相談にワンストップで応じる仕組みです。

(9) 病児・病後児保育事業

事業概要

- 病児・病後児について、病院・保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育をする事業

和木町での取組

- 現在、事業を実施できる施設がないため、本町では行っていないが、岩国市・大竹市の広域利用があります。

■病児・病後児保育の利用者推移

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
広域施設利用者	2	1	24	51

各年3月31日現在

■近隣市の状況

●大竹市

平成26年4月8日から、独立行政法人国立病院機構広島西医療センターに委託して、病児・病後児保育を実施。対象児童（生後6か月以上から小学校6年生）は、①市内に住所を有する児童、②保護者が、市内にある事業所に勤務している児童

●岩国市

岩国病院に併設している病児・病後児保育所「キッドイン」に委託して実施。対象児童は、生後6か月から小学校3年生 ※岩国市内には4事業者

(10) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

事業概要

- 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

和木町での取組

- 現在、会員（提供会員）の確保及び委託先が町内にはなく、町単独での実施は困難なため実施していません。

(11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健康診査)

事業概要

- 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

和木町での取組

- 9割以上の方に受診していただいています。里帰り等の遠方の医療機関でも妊婦健診が受けられるよう調整をしています。

■妊婦健康診査の推移

単位:人、回

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実績値	927	832	974	753	858
対象人数	66	60	70	54	61
健診回数	14	14	14	14	14

各年3月 31 日現在

■和木町で実施している独自事業

●超音波検査

本町では、胎盤の位置や赤ちゃんの発育状態などを確認する超音波検査（3回分）を公費で負担しています。

3. 学校児童数の推移

本町には令和元年度現在、小学校が1校、中学校が1校設置されており、小学校児童数は418人、中学校生徒数は197人となっています。

■小学校児童数の推移

単位:人

名 称	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
和木小学校	403	427	420	429	418

各年5月1日現在

■中学校生徒数の推移

単位:人

名 称	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
和木中学校	196	174	181	183	197

各年5月1日現在

4. 母子保健の実態及び母子保健事業の実施状況

(1) 乳幼児健康診査等の実施状況

本町では、乳児、1歳6か月児、3歳児の3区分を対象にして、対象者には個人通知を行い、健康診査を実施しています。また、健診後にフォローの必要な方（妊婦・乳幼児）については、専門医療機関において精密検査を実施しています。

そのほか、1歳6か月児、2歳児、3歳児の3区分を対象にして、歯科健康診査を実施しています。

■乳幼児健康診査の実施内容・実施方法

事業種別	対象者	実施内容
乳児健康診査	1か月～12か月の乳児	身体測定、内科健診、発育・発達の検査等のほか、育児の相談等
1歳6か月児健康診査	1歳6か月～1歳11か月の幼児	身体測定、内科健診、歯科健診等のほか、歯科・栄養・生活指導等
3歳児健康診査	3歳0か月～3歳11か月の幼児	身体測定、内科健診、歯科健診、眼と耳の検査のほか、歯科・栄養・生活指導等

(2) 乳幼児健康診査等の受診状況

乳幼児健康診査の受診率は、近年、横ばいから増加傾向で推移していましたが、直近の平成30年において、7か月健診を除くすべての受診率が増加しています。そのほか、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査については、横ばいから増加傾向で推移しています。

■乳児健康診査受診状況

単位：人、%

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1か月健診	対象者	68	68	88	70	68
	受診者数	76	60	78	64	65
	受診率	111.8	88.2	88.6	91.4	95.6
3か月健診	対象者	67	77	79	83	70
	受診者数	65	75	73	77	67
	受診率	97.0	97.4	92.4	92.8	95.7
7か月健診	対象者	72	85	74	85	58
	受診者数	58	75	65	81	48
	受診率	80.6	88.2	87.8	95.3	82.8
10か月健診	対象者	72	82	76	80	61
	受診者数	61	61	64	58	53
	受診率	84.7	74.4	84.2	72.5	86.9
1歳児健診	対象者	69	78	70	92	60
	受診者数	59	71	59	73	58
	受診率	85.5	91.0	84.3	79.3	96.7

各年3月31日現在

■1歳6か月児健康診査受診状況

単位：人、%

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数		64	71	80	73	80
一 般	受診者数	60	71	75	67	77
	受診率	93.8	100.0	93.8	91.7	96.3
歯 科	受診者数	60	71	75	67	77
	受診率	93.8	100.0	93.8	91.8	96.3

各年3月31日現在

■2歳児歯科健康診査受診状況

単位：人、%

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数		76	72	80	65	75
受診者数		64	72	77	62	73
受診率		84.2	100.0	96.3	95.4	97.3

各年3月31日現在

■3歳児健康診査受診状況

単位：人、%

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数		67	83	75	86	62
一 般	受診者数	62	82	68	81	63
	受診率	92.5	98.8	90.7	94.2	101.6
歯 科	受診者数	62	82	68	81	63
	受診率	92.5	98.8	90.7	94.2	101.6

各年3月31日現在

(3) 各種子育てに関する相談事業等

① 妊婦相談

妊婦を対象に、母子健康手帳交付時に妊娠中の生活等の相談に保健師が応じています。

■母子健康手帳交付・妊婦相談の状況

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数	88	80	88	77	69
(うち転入)	10	8	10	8	5

各年3月31日現在

② 離乳食・幼児食教室

子どもの食に関する知識・情報の提供を行い、調理実習を通して学習し、試食会では保護者同士の交流の機会を提供する等、育児の仲間づくりも目的に実施しています。

■離乳食・幼児食教室の実施状況

単位：人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加者数	23	47	25	27	27
離乳食	13	27	25	23	20
幼児食	10	20	0	4	7

各年3月31日現在

■開催回数

単位：回/年

	離乳食教室	幼児食教室
開催回数	3	2

各年3月31日現在

③育児相談

乳幼児を対象として、発育・発達や離乳食の進め方等、子育てや各種制度に関する相談を保健師及び管理栄養士が行っています。

■育児相談の実施状況

単位：回、人

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催回数	22	24	24	24	24
初回参加者	105	144	119	121	109
延べ参加者数	203	325	297	299	272

各年3月31日現在

④電話相談

妊娠や出産、不妊治療等の母性に関する相談、また、子育てや健診・予防接種等に関する相談を保健師が行っています。

(4) 子育てに関する情報提供

「広報わき」の刊行

「広報わき」の中に、和木町に暮らす子育て家庭を対象として、赤ちゃんから幼稚園にあがるまでのお子さん対象の事業やイベント情報等を集めた「子育て掲示板」を設けています。

広報わきは、和木町内の各公共施設に置いています。また、町ホームページにも掲載しています。

第4節 次世代育成支援計画の評価

和木町子ども・子育て支援事業計画（前計画）策定時に設定した目標について、ニーズ調査結果や事業の実施状況をもとに評価を行いました。

1. 目標指標の評価

■前計画目標指標達成状況

事業名	事業内容	前計画実績 (平成 26 年)	実績 (令和元年)
通常保育事業	保護者が労働又は病気等により、家庭において保育することができない乳幼児・児童を保護者に代わって認定こども園等で保育する事業。	実施	実施
延長保育事業	保護者の就業時間や通勤等により通常の保育時間では対応できない児童を保育する事業。	未実施	実施
放課後児童 健全育成事業	小学校に通う児童のうち、就労等により帰宅後、保護者のいない児童を保育することにより、児童の健全育成を図る事業。	実施	実施
一時保育事業	保護者が病気や看護・冠婚葬祭等の場合、認定こども園等で一時的に児童を保育する事業。	実施	実施
ファミリー・サポート ・センター事業	一時保育や、認定こども園等への送迎、保育施設の時間外の保育、援助を受けたい人と支援したい人が会員となって、会員相互で助け合う事業。	未実施	未実施
地域子育て支援 センター事業	子育ての不安について相談・指導や、地域の子育て家庭の支援を行う事業。	実施	実施

第5節 子ども・子育てニーズ調査結果概要

1. 調査方法

本計画を策定するにあたり、子育て家庭の実態や意向、課題等を把握し、今後の子育て支援施策を進める上での基礎資料とするため、令和元年 6 月に「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

調査地域	： 和木町
調査対象者	： 令和元年5月1日現在、和木町に住んでいる就学前・小学生児童が いる全世帯
対象数	： 就学前児童 299 人 小学生児童 324 人
調査期間	： 令和元年6月7日～令和元年6月 28 日まで
調査方法	： 施設及び郵送による配布回収

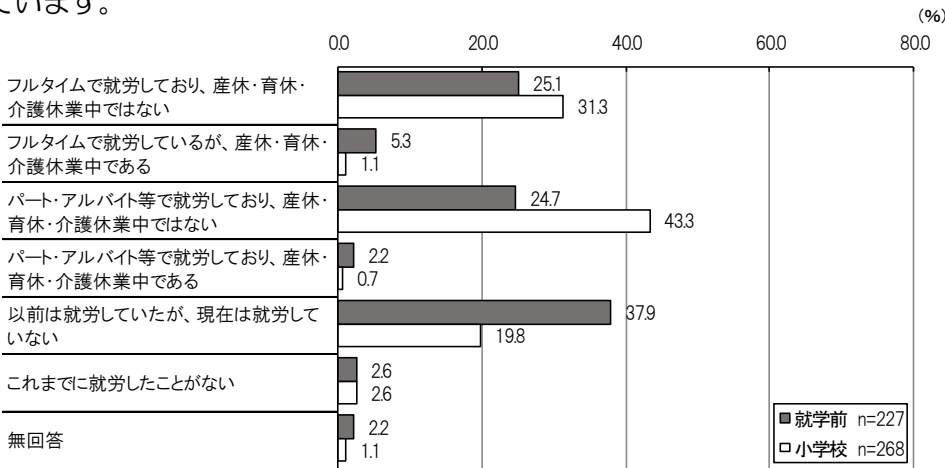
調査票	調査対象者数 (配布数)	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
就学前児童	299 票	228 票	76.3%	227 票	75.9%
小学校児童	324 票	268 票	82.7%	268 票	82.7%
合 計	623 票	496 票	79.6%	495 票	79.5%

2. 調査結果の概要

(1) 就労状況

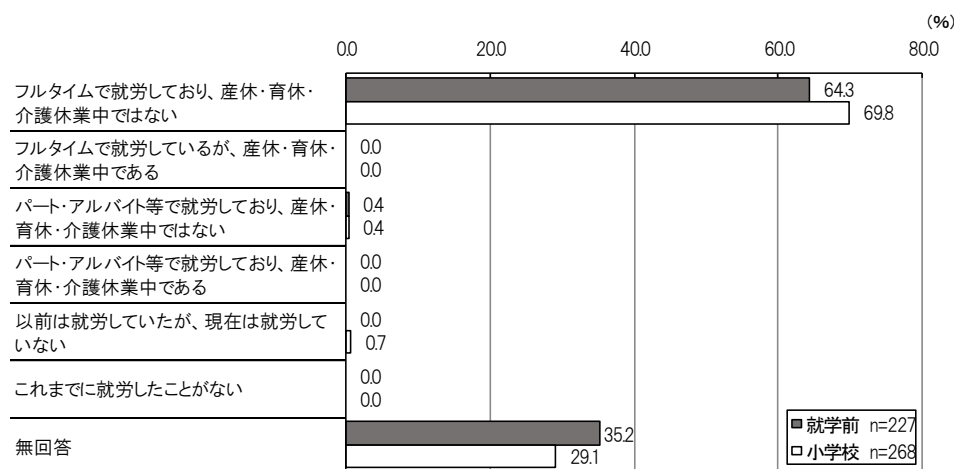
① 母親の就労状況

母親の就労状況についてみると、就学前では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 37.9%（前回 46.0%）、小学校では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 43.3%（前回 56.4%）で最も高くなっています。また、就労中で産休・育休・介護休業中ではないと回答している割合が、就学前では 49.8%（前回 40.4%）であるのに対し、小学校では 74.6%（前回 80.9%）と倍増しています。



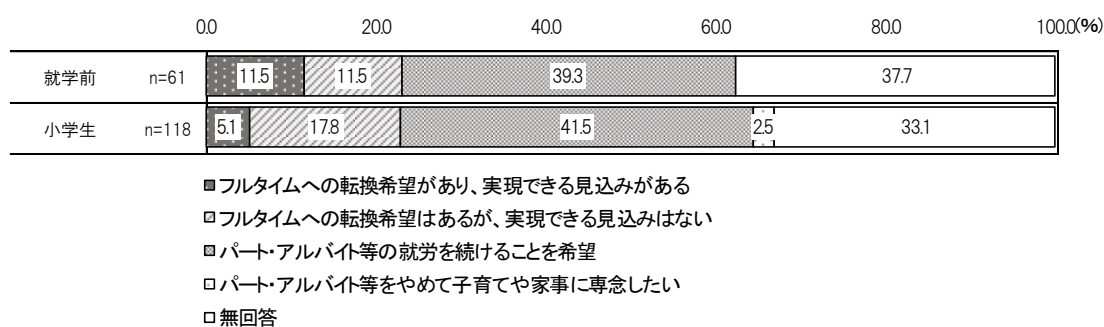
② 父親の就労状況

父親の就労状況についてみると、就学前、小学校ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が有効回答のほとんどを占めています。



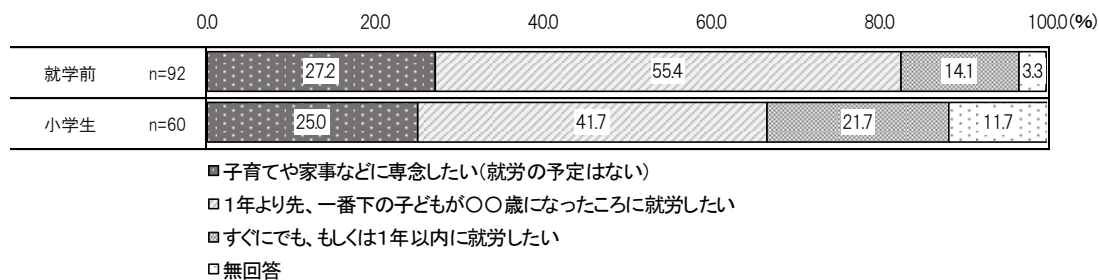
③ 【パート・アルバイト等で就労している人】母親のフルタイムへの転換希望

母親のフルタイムへの転換希望についてみると、就学前、小学校ともに「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が最も高く、就学前では 39.3%（前回 39.6%）、小学校では 41.5%（前回 40.3%）となっています。



④ 【就労していない・就労したことがない人】母親の就労希望

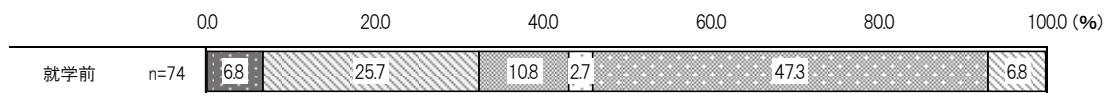
母親の就労希望についてみると、就学前では「1年より先、一番下の子どもが大きくなったら就労したい」が 55.4%（前回 48.0%）、小学校では 41.7%（前回 15.8%）で最も高くなっています。



(2) 教育・保育事業へのニーズ

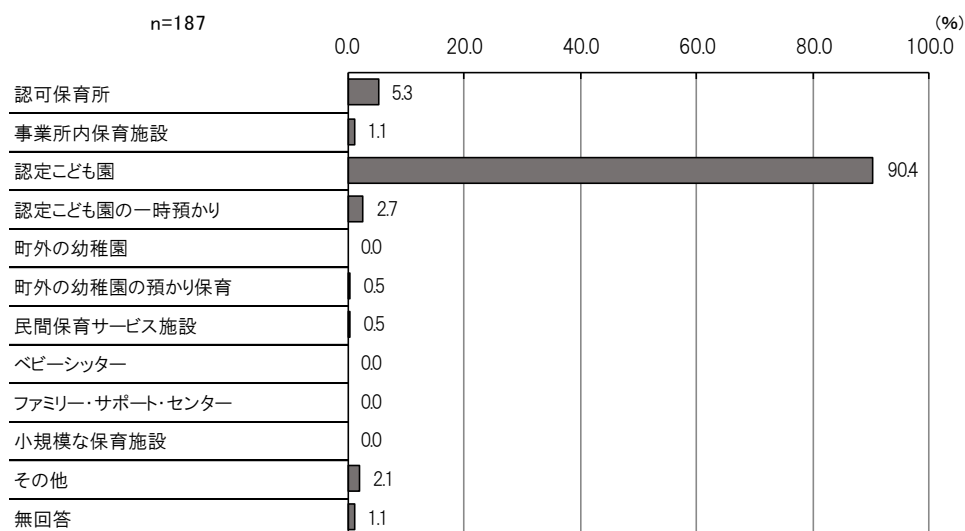
①現在の平日の教育・保育事業の利用状況と今後の利用希望（就学前児童）

和木保育所の閉所及び和木こども園の新設に伴い、「認定こども園」が 90.4%（前回 2.6%）と大半を占めていることがわかります。

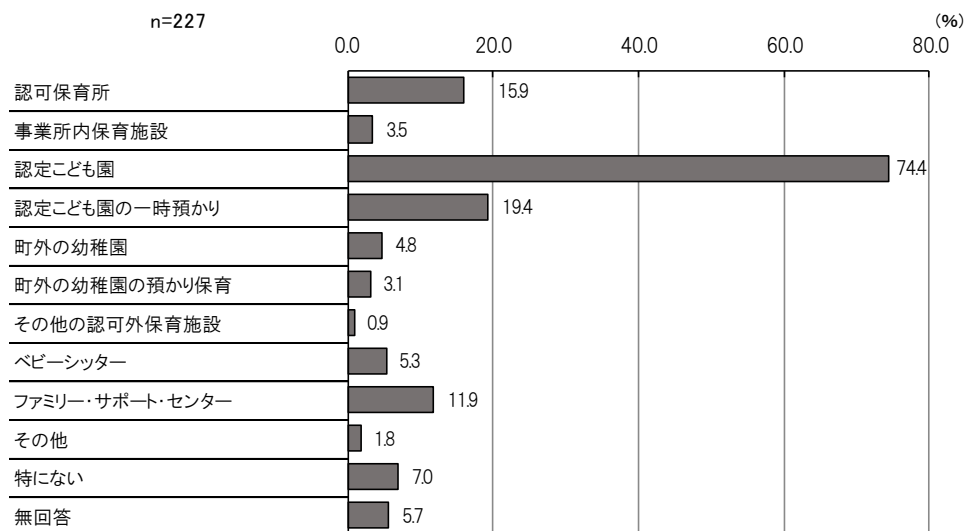


- ☒ 保育サービスが確実に利用できる見込みがあれば、継続していた
- ☐ 職場において育児休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度が整い、働きやすい環境が整っていれば、継続して就労していた
- ☐ 保育サービスと職場の両立支援環境がどちらも整っていれば、継続して就労していた
- ☐ 家族の考え方（親族の理解が得られない）等就労する環境が整っていない
- ☐ いずれにしてもやめていた
- ☐ その他
- ☐ 無回答

■利用している教育・保育事業

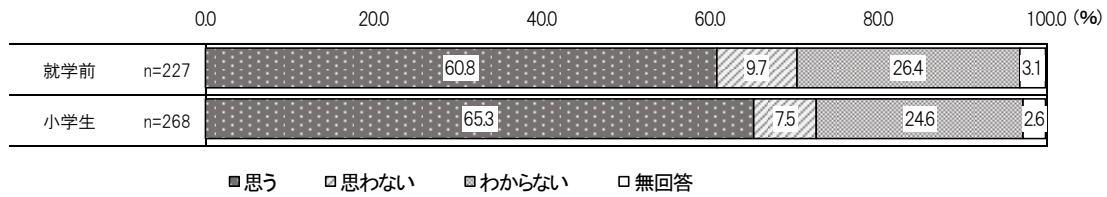


■利用したい教育・保育事業

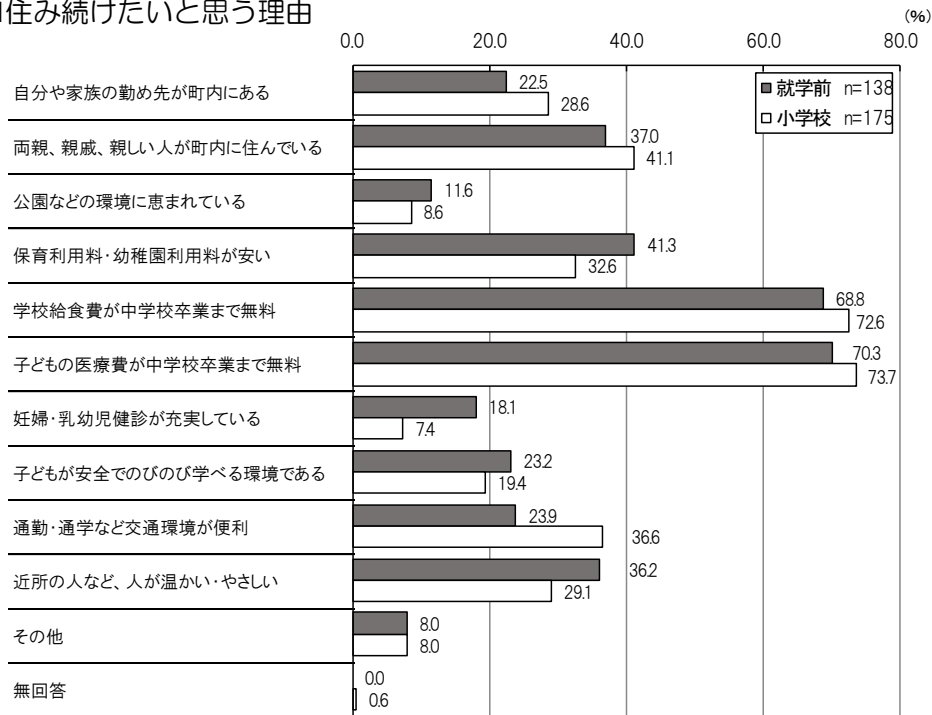


(3) 子育てしやすい環境

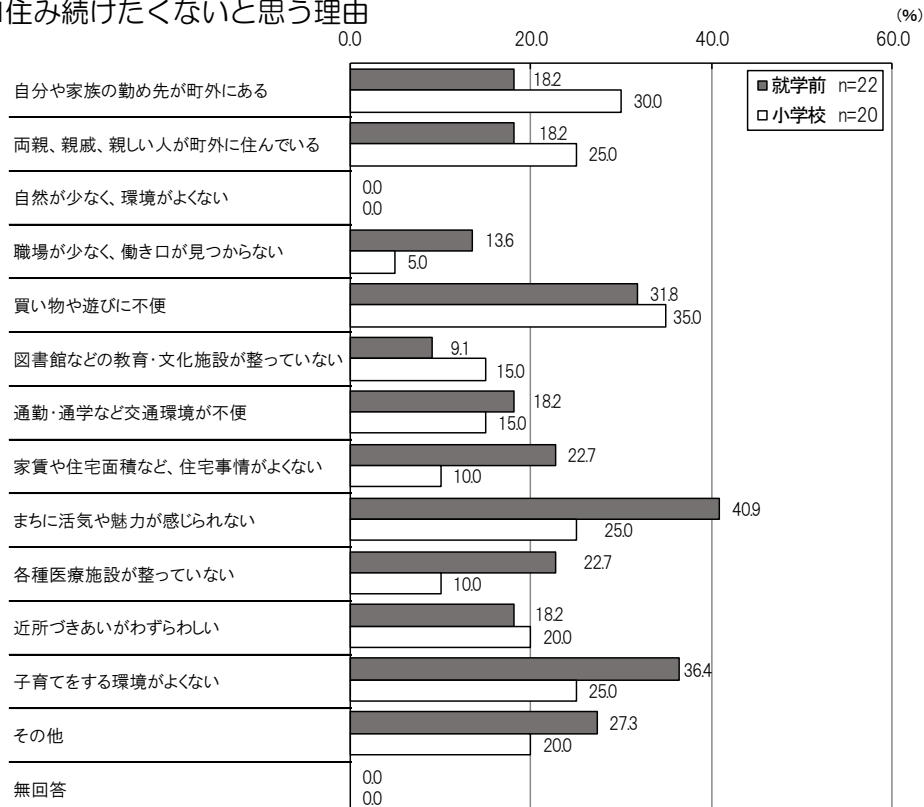
■和木町に住み続けたいと思うか



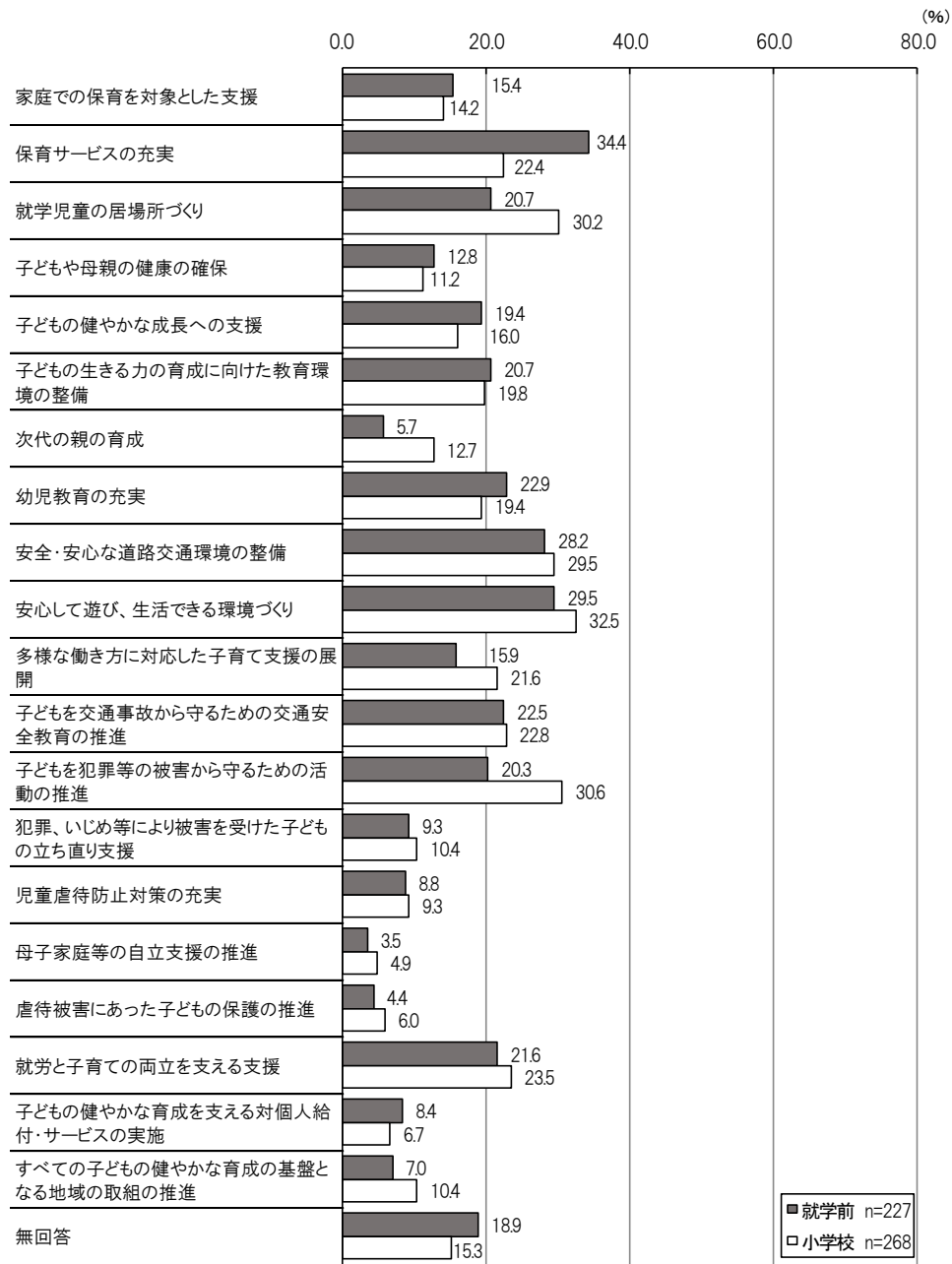
■住み続けたいと思う理由



■住み続けたくないと思う理由



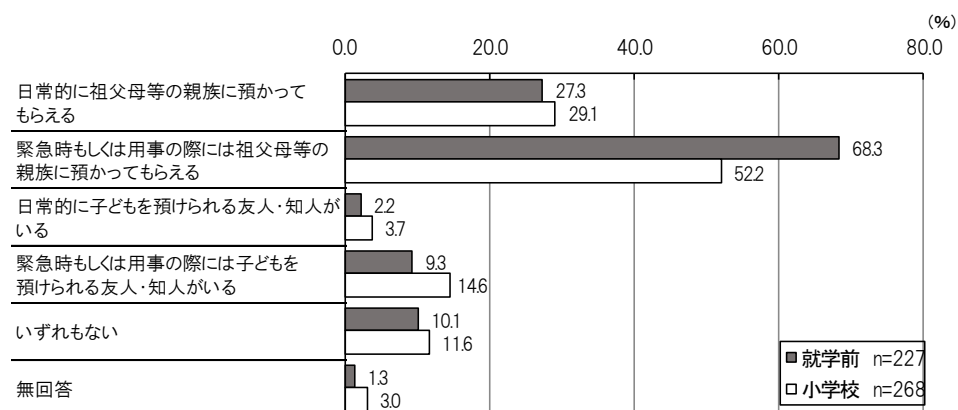
■「今後も特に重要だと思う」取組



(4) 日頃、あて名のお子さんを預かってもらえる人はいますか

日頃、お子さんを預かってもらえる人についてみると、就学前、小学校ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」が最も高く、就学前では68.3%（前回60.6%）、小学校では52.2%（前回65.5%）となっています。

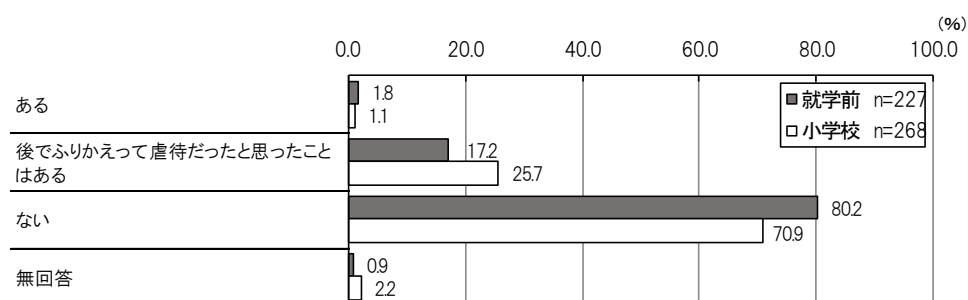
また、就学前、小学校ともに日頃預かってもらえる人が「いずれもない」が11%（前回13%）前後となっています。



(5) 子どもに対して虐待をしていると感じたことはありますか

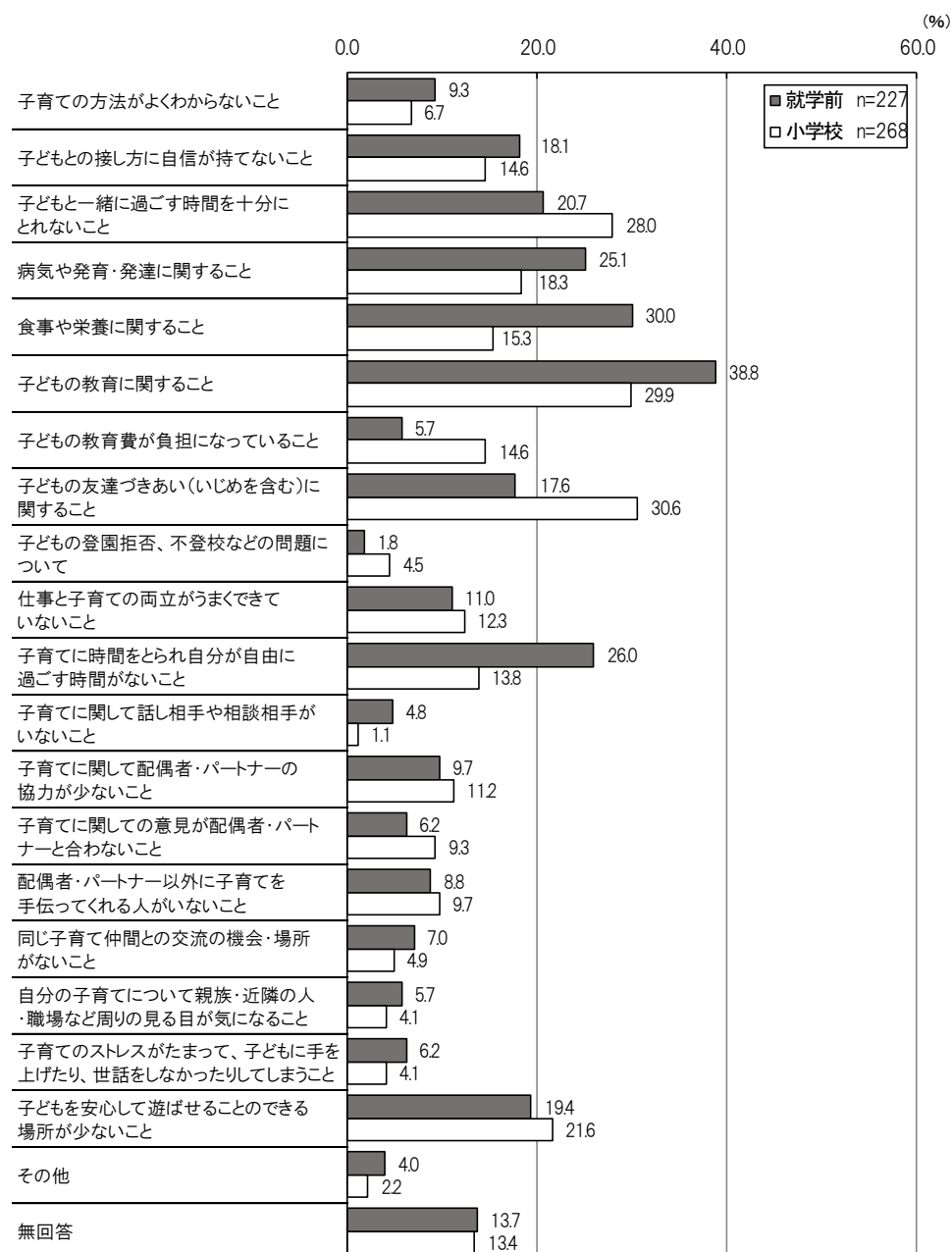
子どもを虐待しているのではないかなどと思うことがあるかについてみると、就学前、小学校ともに「ない」が最も高く、就学前では80.2%（前回76.8%）、小学校では70.9%（前回70.0%）となっています。

一方、「ある」と「後でふりかえって虐待だったと思ったことはある」を合わせた割合をみると、就学前では19.0%（前回21.7%）、小学校では26.8%（前回28.2%）となっています。



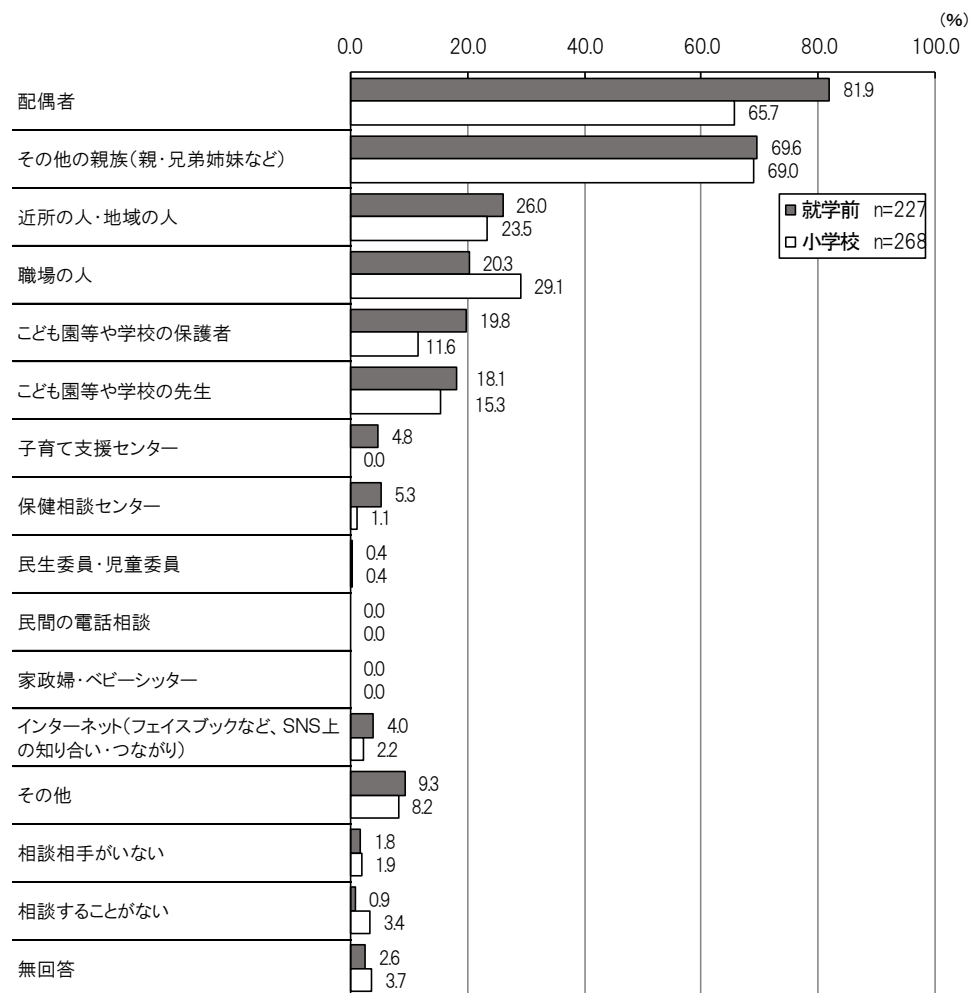
(6) 子育てをする上で、不安に思うことや悩んでいること

子育てに関する不安や悩みについてみると、就学前では「子どもの教育に関すること」が38.8%（前回31.3%）で最も高く、小学校では「子どもの友達つきあい（いじめを含む）に関すること」が30.6%（前回37.3%）となっています。次いで就学前では「食事や栄養に関すること」「子育てに時間をとられ自分が自由に過ごす時間がないこと」が高くなっており、小学校では「子どもの教育に関すること」「子どもと一緒に過ごす時間を十分にとれないこと」が高くなっています。



(7) 子育てに関する不安や悩みの相談先

子育てに関する不安や悩みの相談先についてみると、就学前では「配偶者」が81.9%（前回 76.3%）で最も高く、小学生では「その他の親族（親・兄弟姉妹等）」が69.0%（前回 67.3%）となっています。



第6節 前計画(平成 26～31 年度)の評価と課題

基本目標① 地域における子育て家庭に対する支援の評価

子育てに関する悩みや不安の相談先は、配偶者や親族が多くみられる一方、子育て支援センターや保健相談センターの相談件数が少ない状況にあります。これらの施設や実施事業等に対する周知を多様な媒体を用いて情報発信を強化していくことが必要であると考えられます。また、子育て支援センターでは、相談に関するニーズは高いものと認識しており、スキルアップ等の体制を整備する必要があると考えています。相談体制の抜本的な改善が望まれます。

さらに、利用の増加のためには、子育てに関する不安や悩みを抱えている保護者が気軽になんでも相談できる体制の仕組みづくりを充実していくことも重要といえます。これらの観点から、新たに設置された「子育て世代包括支援センター」の活躍や、地域共生社会に向けての縦割り行政の枠を超えての活動が期待されます。

基本目標② 子どもが健やかに生まれこころ豊かに育つ環境づくりの評価

就学前・小学校児童のニーズ調査からは、子育ての観点から和木町で住み続けたいと思う人の割合は6割を超えており、その理由としては「子どもの医療費が中学校まで無料」「学校給食費が中学卒業まで無料」を挙げた人が7割程度となっています。それに対し、そうは思わない理由として「まちに活気や魅力を感じられない」「子育てをする環境がよくない」「買い物や遊びに不便」等が多く挙げられています。

また、小学生児童のニーズ調査から、子どもの教育や遊びについて、「子どもの関心を広げる」「さまざまな同世代の友達と出会えることができる」「礼儀や社会マナーを教えてくれる」地域活動やサークルに参加させたいとの要望が多く、子ども達が地域で活発に交流し、成長できるイベントや場づくりの実施が望まれています。

さらに、身近なところで子どもの虐待を「見たり聞いたりしたりしたことがある」人と「おかしいなと思ったことがある」人の割合は合わせて16.8%、となっており、自分自身が子どもに「虐待をしていると感じた」人と「後で振り返って虐待だったと思ったことがある」人を合わせると26.8%となっています。虐待に関する相談や虐待と思われるケースへのアウトリーチができる体制が求められます。

思春期の保健対策や総合的な学習、不登校引きこもり対策については、専門家や担当者間で連携をはかり、スキルアップやネットワークづくりの強化が重要と考えられます。

基本目標③ 子どもの成長を支える教育環境の整備の評価

就学前児童用ニーズ調査で、平日に定期的に教育・保育のサービスを利用している理由で最も多いのは、「子どもの教育と発達」となっており、教育に関するニーズが高く、教育的要素の充実が求められていることがわかります。

就学前児童の教育としては、「多くの友達と関わったり、遊ぶこと」「自分の思いを伝えたり相手の話を聞く」等の回答が多く、コミュニケーション力を重視した教育・保育サービスの充実が望まれています。

また、和木こども園、小学校、中学校では、「町ぐるみ和木学園」構想及び和木町小中一貫コミュニティ・スクールの活動として、元気で明るいあいさつを町内に広げようと「あいさつ運動」を行っています。あいさつは、人間が社会生活を営む上で、最も基本的な生活習慣です。さらに心と心の交流を通して、豊かな人を育み、気持ちの優しい、相手を思いやることができる子を育てることにつながると考えられます。今後も継続して「あいさつ運動」を盛り上げていくことが大切です。

基本目標④ 子育てと仕事の両立支援の評価

少子化により児童人口が減少している一方、女性の就業率や母子家庭の増加に伴い、就学前児童のニーズ調査で、子育ての中で「保育サービスの充実」を求める人は52.0%となっています。また、出産前後に離職した人の中で「仕事と家庭の両立支援制度」と「保育サービスと職場の両方支援環境」が整っていれば継続して就労していたとの回答が合わせて36.5%となっており、今後さらに、平成31年4月から施策されている『働き方改革』等による環境の変化で、女性の就業率が高まることが想定されます。

様々なニーズや利用希望者の増加に対応できるよう、教育・保育施設の整備とともに預かりサービス等の充実を図っていくことが必要です。

基本目標⑤ 子どもが安全・安心に過ごせる生活環境の整備の評価

交通危険箇所は随時点検を行い、町内の街灯はLED化、機関個所の改良に努めており、また、スクールガードの方の見守りも継続することで、地域と連携した防犯活動の充実を進め、子どもの安心・安全確保にも努めています。

しかし、就学前・小学校児童のニーズ調査から、和木町で今後も特に重要だと思う取組については「安心して遊び、生活できる環境づくり」「安全・安心な道路交通環境の整備」「子どもを交通事故から守るための交通安全教育の推進」「子どもを犯罪等から守るための活動の推進」を合わせて3割の方が回答していることから、今後さらに、子どもや子連れの保護者が安心して外出できるような環境の整備の充実が重要と考えられます。

第2章 計画の基本理念と基本目標

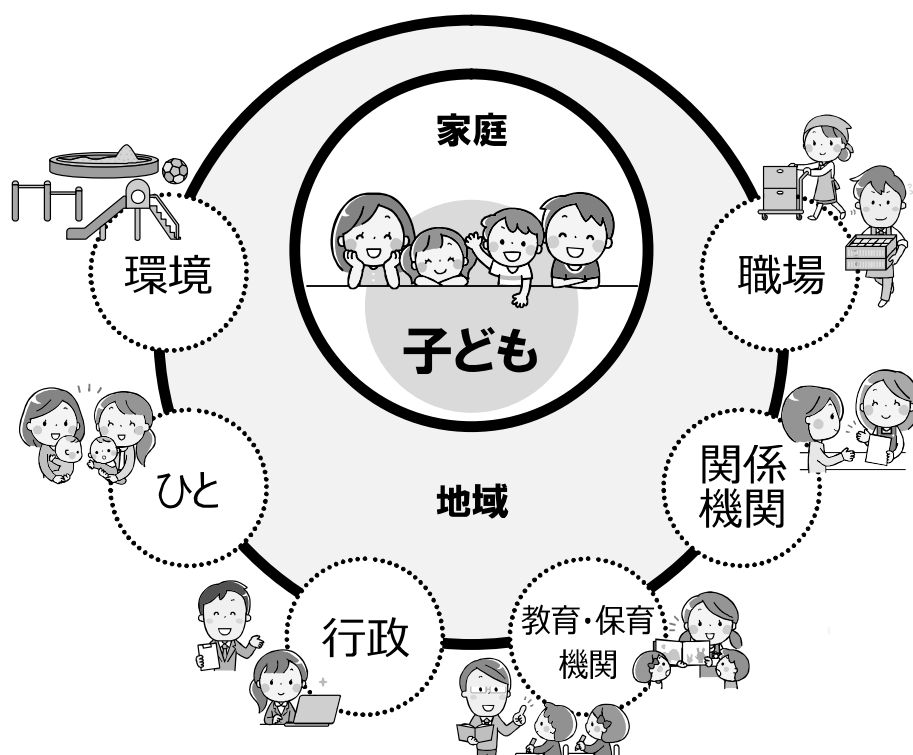
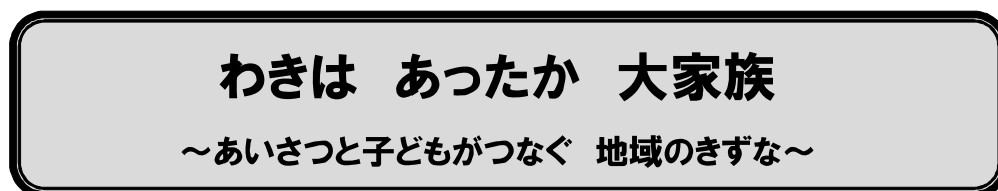
第1節 計画の基本理念

未来の和木町を担う子どもたちを取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化のさらなる進行や、価値観の多様化、母親となる年齢帯の就業率の向上、ICT等の科学の進歩等で大きく様変わりしています。これらを背景に、行政としても、より包括的で多様な支援が求められています。

本町が平成27年3月に策定した第一期の「和木町子ども・子育て支援事業計画」では、子ども・子育て支援法の基本理念や基本指針にある子育て支援の意義を踏まえ、町ぐるみで子育てを強化する新しい仕組みの構築を目指し、『わきは あったか 大家族 ～あいさつと子どもがつなぐ 地域のきずな～』を計画の基本理念としました。

今回の第二期の「和木町子ども・子育て支援事業計画」においても、家庭、職場、関係機関、教育・保育機関、行政等、すべてが相互に協力し、町ぐるみで子育てに関わることで、すべての子どもが未来に夢や希望が持てる和木町の実現を目指す意味からも引き続き下記のように定めます。

■基本理念



第2節 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の5つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標① 地域における子育て家庭に対する支援

まちが一体となって子どもたちを見守ることができる子育て支援サービスの周知・啓発に努めるとともに、積極的に各種事業を推進します。特に、教育・保育機関、行政、関係機関が連携をとりながら子育て支援ネットワークを充実させるとともに、世代を超えた家族・地域の協力を得られるよう働きかけ、子どもと親（保護者）双方の育ちを支援していきます。

基本目標② 子どもが健やかに生まれこころ豊かに育つ環境づくり

子どもが健やかに生まれ、こころ豊かに育っていける環境の実現に向けて、安全な妊娠・出産の体制の確保と育児不安の軽減、子どもとその家族の健康を実現するための支援を推進します。また、虐待防止に向けた支援や、子どもの発達に対する支援、障害児施策に関しても充実を図り、多様な子育て支援サービスの充実に努めます。

基本目標③ 子どもの成長を支える教育環境の整備

次代の担い手である地域の子どもたちが豊かな人間性を培い、たくましく生きる力を育み、さらに家庭を築き、子どもを生み育てる喜びを感じていけるように、親と子がともに学び、育ち合うための学習の機会や場（和木学園）の整備を推進します。

基本目標④ 子育てと仕事の両立支援

男女ともに子育てをしながら働きやすい地域社会の実現をめざします。特に女性が働きやすい環境を整えるため、多様な教育・保育サービスの充実を図っていきます。また、子育て家庭だけでなく、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援をめざします。さらに、男性も子育てに積極的に参加できるよう、子育て家庭に配慮した企業の取組が促進されるように、企業への働きかけにも取り組んでいくと同時に、父親が子育てに目を向け、家族全体で協力して子どもを生み育てていく意識を広めていくことに努めます。

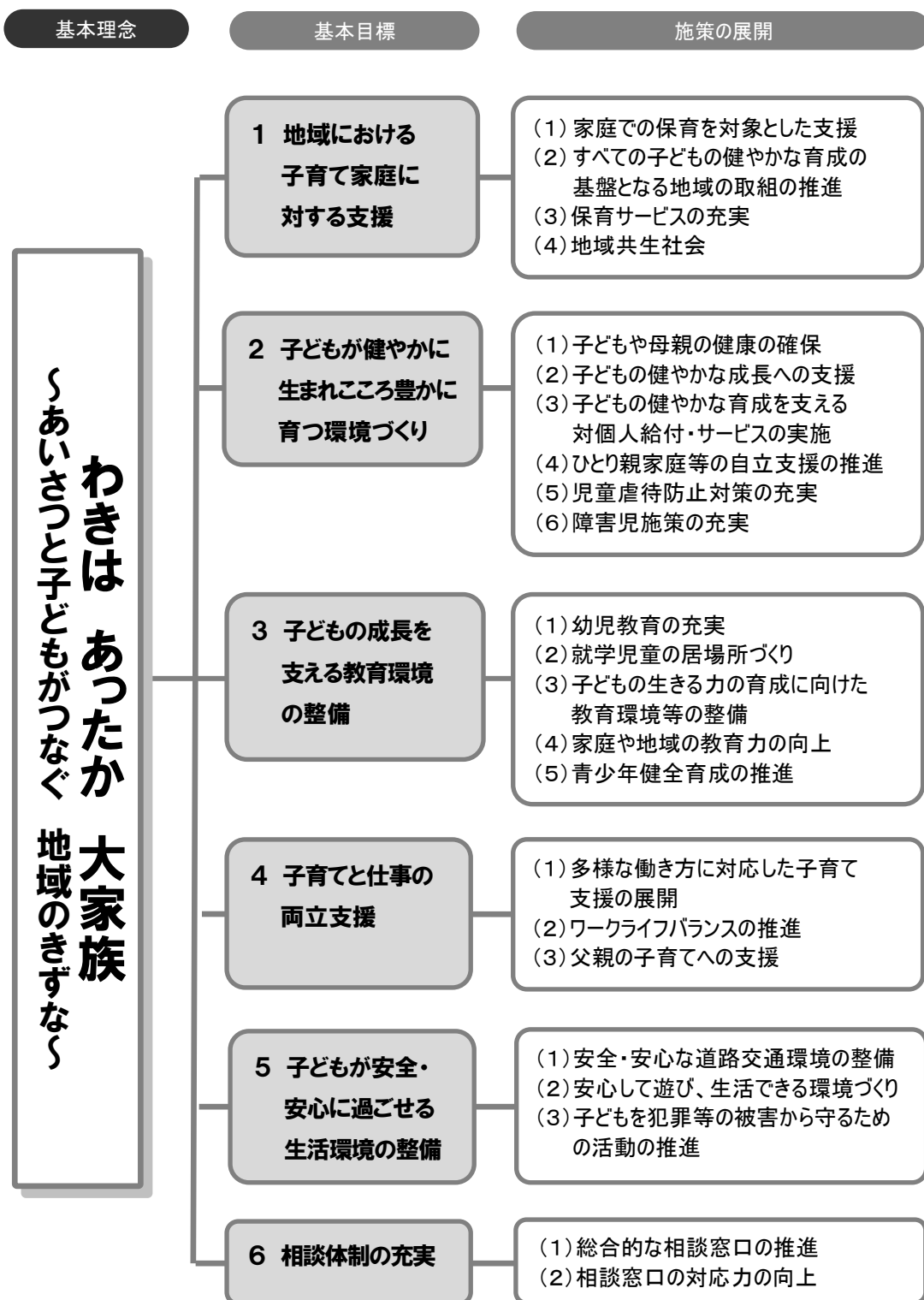
基本目標⑤ 子どもが安全・安心に過ごせる生活環境の整備

子どもや妊産婦、乳幼児のいる家庭等が子育てをしやすく、安全・安心・快適に暮らせる住環境や交通環境の充実に努めます。また、子どもを犯罪や事故等の被害から守るための安全対策の推進に努め、安全・安心なまちづくりを推進します。

基本目標⑥ 相談体制の充実

相談窓口で対応する職員等の質の向上や、相談窓口同士の連携を強化し、より包括的、専門的な対応ができるよう図ります。

第3節 計画の体系



和木町子ども・子育て支援事業計画
継承

第3章 事業量の見込みと確保方策

第1節 教育・保育の提供区域の設定

1. 教育・保育提供区域について

国の基本指針による子ども・子育て支援事業計画では、「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定することとしておりますが、本町では、認定こども園の配置状況や子どもの人数を勘案し、町全域を1区域として設定します。

第2節 教育・保育給付

1. 保育認定

子ども・子育て支援法では、子どもの保育の必要性について、1号～3号の3段階に分けて、保育認定を行うこととなっています。

保育認定段階	年齢区分	保育の必要性	備考
1号	3～5歳	保育の必要がない子ども	認定こども園・幼稚園を利用できる家庭
2号	3～5歳	保育が必要な子ども	認定こども園・保育所を利用できる家庭
3号	0～2歳		3歳未満の認定こども園・保育所を利用できる家庭

2. 教育・保育認定者数の推計

■1号認定者(3～5歳、認定こども園及び幼稚園)

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値 ¹	123	100	100	90	90
確保方策 ²	123	100	100	90	90

※ 1号認定者の教育は、和木こども園において実施します。

■2号認定者(3歳～5歳、認定こども園及び保育所)

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	103	102	100	95	95
確保方策	103	102	100	95	95
他市町村保育所	13	12	12	6	4

※ 2号認定者は、和木こども園で受け入れます。また、利用実績より他市町村の保育所に通うことを見込んでいます。

■3号認定者(0歳、認定こども園及び保育所＋地域型保育)

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	12	12	12	15	15
確保方策	12	12	12	15	15
他市町村保育所	5	5	5	2	2

※ 3号認定者のうち、0歳児の保育希望者の推計です。和木こども園において保育を実施します。

■3号認定者(1～2歳、認定こども園及び保育所＋地域型保育)

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	54	54	54	60	60
確保方策	54	54	54	60	60
他市町村保育所	7	7	7	1	1

※ 3号認定者のうち1～2歳児の保育希望者の推計です。和木こども園において保育を実施します。

「見込値」とは、子ども・子育てニーズ調査結果と将来人口推計をもとに、国が示す算出手引きに基づいて推計した数値。
「確保方策」とは、見込値を満たすよう、当該自治体が設定する受け入れ数。

第3節 地域子ども・子育て支援事業

■利用者支援事業

「利用者支援事業」とは、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業のことを言います。

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

※子ども・子育て支援新制度の開始により新たに実施する事業です。

保健相談センターにおいて実施します。

■地域子育て支援拠点事業

「地域子育て支援拠点事業」とは、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業のことを言います。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	1,022	1,090	1,114	1,120	1,125
確保方策	1,022	1,090	1,114	1,120	1,125

※既存の和木町子育て支援センターにおいて実施します。

また、子育て支援センターの開所日数の増加及び時間延長を実施することで、施設の充実・強化が図られるよう、専任職員の配置を継続していきます。

■妊婦健康診査

「妊婦健康診査」とは、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握 ②検査計測 ③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業のことを言います。

単位：人、回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	966	966	980	980	980
対象人数	69	69	69	69	69
健診回数	14	14	14	14	14
確保方策	966	966	980	980	980

■乳児家庭全戸訪問事業(乳児家庭訪問)

「乳児家庭全戸訪問事業(乳児家庭訪問)」とは、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業のことを言います。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	69	69	70	70	70
確保方策	69	69	70	70	70

※本町では、生後3か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を保健師が訪問指導しています。

■養育支援訪問事業等

「養育支援訪問事業等」とは、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業のことを言います。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	25	30	35	35	35
確保方策	25	30	35	35	35

※保健師が、乳児家庭全戸訪問事業の際に、支援が必要な家庭を把握することで対応しています。

■子育て短期支援事業(ショートステイ)

「子育て短期支援事業(ショートステイ)」とは、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業のことを言います。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	7	7	7	7	7
確保方策	7	7	7	7	7

※町内には事業者はありませんが、岩国市内の事業者に委託して実施しています。

■ファミリー・サポート・センター事業(低学年及び高学年)

「ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)」とは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業のことを言います。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

※現在、会員(提供会員)の確保及び委託者確保が難しく、町単独での実施は困難なため、本町では実施していません。今後は、就労形態や家庭状況の多様化に伴う保育ニーズに応えるために、設置の検討を行っていきます。

■一時預かり事業(認定こども園在園者対象)

「一時預かり事業」とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業のことを言います。

(1号認定者)

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	105	96	97	89	96
確保方策	105	96	97	89	96

※現在、和木こども園在園児の保護者が、学校行事や病気等の理由により、子どもの保育が一時的に困難となった場合、「緊急預かり保育」にて対応しています。

■一時預かり事業(在園児対応型以外)

単位:人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	65	73	74	75	75
確保方策	65	73	74	75	75

※現在、保護者が冠婚葬祭、学校行事、病気等の理由により、子どもの保育が一時的に困難となった場合、和木こども園の「一時保育事業」にて対応しています。

今後は、就労形態や家庭状況の多様化に伴う保育ニーズに応えるために、受け入れ条件の緩和・利用枠の拡大を検討していきます。

■時間外保育事業(延長保育事業)

「時間外保育事業(延長保育事業)」とは、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業のことを言います。

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	118	117	119	118	119
確保方策	118	117	119	118	119

※和木こども園の開園に伴い、令和元年度より延長保育を実施しています。

■病児・病後児保育事業

「病児・病後児保育事業」とは、病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業のことを言います。

単位:人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	37	37	37	37	37
確保方策	0	0	0	0	0

※現在、事業を実施できる施設がないため、本町では行っていません。

本町単独での実施は困難なため、近隣市町との連携のもと対応できるようにしています。

■放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

「放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)」とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業のことを言います。

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込値	124	124	119	124	113
確保方策	124	124	119	124	113

※現在、わきっこクラブの定員は90名ですが、定期的及び一時的に利用する児童の平均利用人数を定員として位置づけているため、上記のとおり確保方策を設定します。

今後は、さらなる開所時間の延長について検討していきます。

【事業実施に係る方策】

≫町の関係課や学校関係者、PTA 関係者、放課後児童クラブや放課後子ども教室の関係者と連携し、放課後児童クラブと放課後子ども教室の効率的な運用について協議を行います。

【小学校の余裕教室等の活用に関する方策】

≫放課後児童クラブや放課後子ども教室に活用できる小学校の余裕教室の確保について協議を行います。

【放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組】

≫放課後児童クラブの開所時間は、18 時までとなっています。今後も必要に応じて開所時間の延長を検討します。

■放課後子ども教室と一体型クラブの整備計画

	実績見込み	目標事業量				
	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
一体型の放課後 児童クラブ及び 放課後子ども教室	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所